

はじめて学ぶ障害年金

最終回 年金「改定」の危険な動向と 障害年金改善の課題

障害者の生活と権利を守る
全国連絡協議会事務局長

白沢 仁

「はじめて学ぶ障害年金」の連載を通して、所得保障としての障害年金の重要性と、それが簡単に受給できない厳しい現実、それゆえに制度をしっかりと学び、申請手続きにのぞむことの必要性などについて紹介してきました。

最終回では、そもそもわが国の年金制度の基本的な考え方とは何か、その考え方にもとづいて将来的に年金制度をどう改定しようとしているのか、また、その改定によって障害年金がどうなろうとしているのかを紹介します。そのうえで、運動なしに制度改善はありえないことを共有し、当面する改善課題を整理します。

●年金制度の基本的な考え方

わが国の年金制度は、国民からの保険料徴収を財源にしています（基礎年金部分の2分の1は国庫負担）。多くの人は、「自分で支払った保険料（掛け金）に応じて、年金を受け取れる」と思っていますが、じつはそうではありません。

年金制度は「世代間扶養」といって、働いている現役世代が支払う保険料で年金受給資格のある高齢者世代を支えるというのが制度の基本になっています。

「少子高齢化が進むなかで、一人の高齢者を支える現役世代の人数が減ってきており、このままでは制度を安定的継続的に維持できなくなっている」と政府は説明します。たしかに、日本の平均寿命は男性が80.98歳、女性が87.14歳と超高齢化を迎えており、年金財源をどう確保するかは社会保障政策上の重要な課題になっているといえます。

このことは、障害者分野でも同様で、障害者総数の6割以上が65歳という数字にも示されており、高齢障害者問題は介護保険だけでなく、年金制度でも実態にあった

対応が求められているのです。

●少子高齢化に対する年金財源の確保は？

「財源確保」というと、あたかも年金を支払うためのお金を集めるといった印象ですが、政府の対応は「いかに保険料を値上げするのか」「いかに年金額を引き下げるのか」であって、「国が責任をもって予算を確保して制度を維持させるか」ではありません。

表は、これまでの年金制度「改革」の変遷と制度改悪の概要を示したものです。

基本的に年金制度は5年に1回の法改正をしていますが、1980年代の臨調「行革」以降、徹底した制度改悪が進められてきたことがわかります。

障害基礎年金制度がスタートした1985年の改正では、20年間で年金額を35%引き下げ、保険料を3倍化することを前提とした基礎年金制度の創設であったこと。法改正のたびごとに年金額を引き下げ、保険料の値上げがくり返され、また支給開始年齢も60歳から65歳、68歳と拡大され、将来的には70歳にする方向まで提起されていること。2004年には、少子高齢化率を加味して年金額上昇を抑制する仕組み（マクロ経済スライド制）をつくったこと。

前回改正の2016年には、年金額の改定方法の変更（物価も賃金も下がったら高い方、賃金のみ下がったら「据え置き」という年金額引き下げの緩和措置の中止）とマクロ経済スライドの仕組み変更（デフレ状態が続いたあと、物価・賃金上昇に経済が転じても負の遺産が解消するまで年金額を引き上げない）が強行されました。

「将来年金3割カット法案」「ゴールは年金4割カット法案」などマスコミでも報道されましたが、物価や賃金が上がろうが下がろうが、いずれにしても年金額を引き

下げる仕組みが強化・徹底されようとしています（高すぎる保険料によって滞納問題が深刻化、更なる保険料引き上げの悪循環も懸念されます）。

●制度改悪の背景に社会保障「改革」が一障害者にも直撃！

政府は、2012年の社会保障制度改革推進法の強行以降、社会保障・税（消費税）一体改革を押しすすめてきています。この「改革」の基本は、「自助・互助・共助」であり、制度改革においては「共助」（保険原理の強化・徹底）による保険料値上げ等がくり返されてきています。

2018年度の政府予算案（97兆7128億円）がまとめられ、その3分の1を社会保障関係予算（32兆9732億円）が占めています。また、社会保障関係予算の4分の3が医療・年金（23.4兆円）が占めており、先にもふれた少子高齢化に伴うこれら関係予算はさらに増額が迫られています。それだけに、いかに予算を抑制・削減するかが政府・厚生労働省の最重要課題になっているのです。

こうした社会保障「改革」を背景に、年金制度は改善どころか、さらに改悪され、障害者にも直撃することは間違いありません。マクロ経済スライド制による年金額引き下げが障害年金をも引き下げ、自立した生活の実現をさらに困難にします。なによりも、年金申請時の厳しい審査による却下やすでに受給している障害者の年金引き下げ等もこれまで以上に懸念されます。

●運動なしに制度改善なし！

連載のはじめに、簡単には受給できない障害年金と強調しましたが、今日の年金制度「改革」の動向を見る限り、その状況は変わらないし、さらに困難になることをあらためて強調しなければなりません。

しかし、働く意欲があっても働けない、働いても低賃金、あるいは家族依存からの脱却など、障害者が生きていく上で年金受給は決定的に重要なだけに、しっかりと制度を学び、必要なら専門家や障害者団体の協力も得ながら申請手続きをしていきましょう。

表：これまでの年金制度「改革」の変遷と制度改悪の概要

臨調答申 1981・82年	基礎部分の改革／財政安定のための保険料値上げ／スライド制を軸とした年金額抑制／被用者年金の統合／支給開始年齢65歳を提唱
1985年 年金「改定」	基礎年金創設（20年で年金額を35%引き下げ、保険料3倍へ）／保険料を5年に1回値上げ、将来3倍化／第3号被保険者をつくり全労働者で保険料負担／法律上、支給開始年齢60歳→65歳原則を明記
1989年 年金「改定」	保険料値上げ、年金額抑制等85年「改定」通り進行／20歳以上の学生の任意加入を強制加入に
1994年 年金「改定」	保険料値上げと併せてボーナスからも保険料徴収／雇用保険と年金の併給禁止（98年実施）／年金額スライド引き下げ／支給開始年齢での60歳支給の定額部分を65歳に引き延ばすこと決定
2000年 年金「改定」	年金計算の基礎指数変更による更なる年金額削減強化／保険料を5年に1回2.15ポイントづつ引き上げ／65歳以上の賃金スライドの廃止／支給開始年齢で定額部分の引き延ばし開始（男性は2013年から65歳、女性は2018年から開始）
2004年 年金「改定」	2023年まで毎年年金額引き下げ（全体で7%引き下げ）／2017年まで毎年保険料0.354%値上げ、国民年金の保険料を毎年3360円値上げ／マクロ経済スライド創設（少子高齢化率を加味して年金額上昇を抑制【毎年0.9%抑制】）／支給開始年齢を将来的に70歳にする方向提起
2007年 年金「改定」	通常国会で社会保障庁民営化法案強行（現：日本年金機構）／国民年金法一部改正法案強行によって保険料滞納者に保険料値上げのペナルティを課すこと決定／基礎年金部分の国庫負担割合3分の1→2分の1（2009年度実施 消費税増税分の一部）
2012年 年金「改定」	低年金者への加算と高所得者の減額／最低保障年金制度先送り／保険料は2004年「改定」を継承・実施／物価下落に合わせて年金額引き下げ（3年間で2.5%引き下げ決定）／2013年からの支給開始年齢引き延ばしを68歳まで拡大
2016年 年金「改定」	年金額の改定方法の変更（物価も賃金も下がったら高い方、賃金のみ下がったら据え置きという年金額引き下げ緩和措置の中止）／マクロ経済スライドの仕組み変更（デフレ状態が続いたあと、物価・賃金上昇に経済が転じても負の遺産が解消されるまで年金額を上げない等）／短時間労働者への被用者保険の適用拡大

※2013年 新日本出版社「社会保障再生への改革提言」（第6章P174）参照・追加して作成

その上で、きびしい等級認定、高すぎる保険料の納付要件などによる申請却下、等級変更による年金額引き下げを許さない運動への参加をよびかけます。

また、年金制度全体の改悪が進むなかで、障害年金だけがよくなることはあり得ないことから、今後さらに押しすすめられようとしている年金「改革」を許さない国民的な運動への合流も求められます。

当面、私たちが求める年金改革としての「最低保障年金制度」の創設が障害者の年金保障にとっても重要な課題になっています。

問題多い障害年金ですが、これまでの運動の到達点であり、障害者が生活する上でなくてはならない制度にしてきていることを確信にして、さらなる改善で所得保障としての制度を実現していくことが求められています。

「運動なしに制度改善なし！」と強調して、この連載を終わります。